

建設共済保険加入促進月間 実施に向けて!!

「公益財団の建設共済保険

充実した制度で保険料が安い!!

共済団は、厚生労働省と国土交通省の両省より「特定保険業」の認可を取得し、平成25年4月1日から、公益財団法人として、従来の共済制度と同様の「建設共済保険」を開始しております。

本年も引き続き、建設共済保険制度の安定運営が行えるように一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済保険加入促進月間を実施します。

当制度は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償」から構成される法定外労災補償制度としての機能は勿論、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、身体障害・傷病1~3級に該当した者の子を対象）も備えた制度です。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済保険の加入促進を図るとともに、すでに建設共済保険に加入している保険契約者に対しては、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨します。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、説明会の開催、ポスターの掲示、新聞・会報への広告掲載によるPR活動を行います。

《建設共済保険 年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、保険契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。

経営事項審査において加点評価されることもあり2万4千社を超える事業所が加入しています。まだ、建設共済保険に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。



《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主（保険契約者）への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

昨年4月より、公益財団法人として、従来の補償内容と変わらない「建設共済保険」を開始しましたが、今年は「充実した制度で保険料が安い!!」をキャッチコピーに、企業の諸費用部分も補償する等充実した制度内容で、かつ業界から生まれた制度であるため保険料が安いことをアピールすることにより、事業主に「建設共済保険」への加入を促していきます。

〈共済団ホームページ〉資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(一社) 愛知県建設業協会 TEL 052-242-4191
(公財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451